

令和5、6年度 競争入札参加資格審査申請の受け付け



市が発注する競争入札（見積もり依頼や随意契約を含む）に参加を希望する場合は「競争入札参加資格審査申請書」または「物品等納入に係る申請書」（50万円未満の小規模取引）を提出し、参加資格者名簿に登録することが必要です。

令和5、6年度分の受け付けを行いますので、参加を希望する場合は、受付期間内に所定の書類を提出してください。

受付期間
令和5年1月10日（火）～2月6日（月）9時～17時
※土、日を除く。

有効期間
令和5年4月1日～令和7年3月31日

登録区分
【建設工事】
【測量業務等（測量・調査、設計コンサルタンツ）】
【物品購入等（前記以外の業種）】
【50万円未満の小規模取引】
※市内の事業所や営業所、個人事業者に限る。

上水道財産区入札参加資格の申請
芦原温泉上水道財産区水道事業が発注する競争入札に参加を希望する場合は、申請書を提出し、参加資格者名簿に登録する必要があります。

令和5、6年度分の受け付けを行いますので、参加を希望する場合は、あわら市と同様の書類を期間内に提出してください。

受付期間・有効期間
あわら市と同様

業 務
（建設工事）上水道・施設工事など
（測量業務等）測量・調査、設計コンサルタンツ業務など

申し込み
持参または郵送（期間内必着）
〒910-4103
あわら市二面34号25番地4
芦原温泉上水道財産区
水道事業管理者
☎77-2349

軽自動車等の変更手続きは、3月までに行いましょう！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車などを所有している人に対して課税されます。すでに廃車にしたり、他の人に譲ったり、住所に変更があった場合には、手続きが必要ですが、手続きをしなければ、引き続き軽自動車税が課税されたり、納税通知書が変更後の住所に届かない場合があります。

登録事項に変更がある場合は、3月末までに所定の窓口にて手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんので、4月2日以降に届出をしても、その年度の税金は戻りません。

家屋の新築、増築、取り壊しをした皆さんへ



市では、令和4年1月2日から令和5年1月1日までの家屋（住宅・店舗・車庫・倉庫など）の異動について、調査や整理を行っています。

次の条件に当てはまる人は、令和5年1月31日までに税務課資産税グループにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

対象
・令和4年中に家屋を新築、増築した人
・令和4年中に家屋を取り壊した人

※法務局（登記所）で「新増築登記」や「滅失登記」をした人、すでに固定資産税に関する家屋調査を終えた人は除きます。

※固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税されます。

問合せ
税務課 資産税G
☎73-8012

手続きに必要な書類は、各窓口にお問い合わせください。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ
○原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特種自動車
税務課 ☎73-8011

○軽三輪車・軽四輪車・被けん引車
軽自動車検査協会福井事務所
☎050-3816-1774

○軽一輪車（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車
中部運輸局 福井運輸支局
☎050-5540-2057

電力・ガス・食料品などの価格高騰による緊急支援給付金

人材確保を全力でサポートします！「仕事のことならハローワーク」

「いろいろなところに求人を出しても、求職者に選んでもらえない」「そもそも、うちの条件は他に比べてどうなの？」「募集内容は同じように見えるのに、他社は採用できているのはなぜ？」など、人材確保でお困りのことはありませんか。

そんなときは地域の労働市場の状況をよく知る総合的雇用サービス機関「ハローワーク」にご相談ください。

ハローワーク三国では「求人への申込受理、公開」だけではなく「雇用に関する国の助成金の申請受付・案内」「人材確保に関する相談」求職者に企業の魅力を伝えるための「求人企業説明

電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担を減らすため、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する給付金を支給します。

対象
① 住民税非課税世帯
基準日（令和4年9月30日）において、あわら市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割りが非課税である世帯の世帯主
※対象世帯には、お知らせ通知または確認書を送付済み。

② 家計急変世帯
令和4年1月以降、新型コ

「会」なども行っており、無料でサービスをご利用できます。

なお「求人」の申し込み受理、公開については、直接ハローワークに来所していただくほか、インターネットで「求人者マイページ」を開設し、オンラインで申し込みという便利な方法がありますので、ご利用ください。

詳しくは、ハローワーク三国のホームページをご覧ください。か、ハローワーク三国へお問い合わせください。

問合せ ハローワーク三国
☎81-3262

ロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯全員が令和4年度分住民税非課税世帯と同等の水準以下となる世帯の世帯主
※いずれも一人暮らしの学生など、住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯は除きます。

提出期限
① 12月28日（水）
② 令和5年1月31日（火）

給付額
1世帯につき5万円
※1世帯1回限り。また、①、②を重複しての受給はできません。

問合せ
福祉課 ☎73-8020

法人・個人事業者の皆さんへ 償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく

パブリックコメントを募集します

事業用として所有している償却資産（構築物・機械・備品など）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、市内に所有している償却資産を忘れずに申告してください。

令和5年度から、免税点未満（課税標準の合計額（課税標準額）が150万円未満）の事業者へは、往復はがきを用いた簡易申告制を導入します。

また、e-Tax（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能ですが、詳しくは、市のホームページをご確認ください。

次の計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を広く募集します。

案件名
市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

募集期間
12月20日（火）～令和5年1月13日（金）

閲覧方法
福祉課窓口、市民課芦原分室、市ホームページ

提出方法
募集期間内に担当課へ持参、郵送、FAXまたはメールでご意見をお寄せください。その際、住所、氏名および連絡先を明記してください。

問合せ
福祉課
☎73-8020
FAX 73-5688
fukushi@city.awara.lg.jp

申告方法
昨年まで申告している人は、申告書に1年間の資産の増減を申告してください。新たに申告する人、電算申告を利用する人は、申告対象の償却資産全てを申告してください。

申告期限 令和5年1月31日（火）
問合せ 税務課 ☎73-8012

【業種】 償却資産の例

【共通】パソコン、フェンス、看板、駐車場舗装など	【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、脱水機など
【加工・修理業】旋盤、プレス機、溶接機、測定機器など	【農業】ビニールハウス、選別機、乾燥機など
【小売・飲食業】レジスター、陳列棚、家具、冷蔵庫など	【医療業】歯科ユニット、医療機器、検査装置など
【建設業】建設重機、大型特殊自動車など	【宿泊業】庭園、客室備品、厨房機器など
【理容・美容業】パーマ機、理容・美容椅子、鏡など	【不動産賃貸業】外灯、カーポート、外構工事など